

〔重要な会計方針〕

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上基準は、業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行型、退職一時金については支出時収益化）を採用しております。

これは、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが運営費交付金が予算の約4%であることから業務の実施と運営費交付金との対応及び業務の実施と運営費交付金財源との期間的対応を示すことが困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

2. 業務収益の認識基準

役務提供完了基準によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な固定資産の耐用年数は以下のとおりであり、残存価額については10%を使用しております。

建物	6～50年
構築物	7～32年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合退職金要支給額から前期末の自己都合退職金要支給額を控除した額から、退職者に係る前期末の自己都合退職金要支給額を控除して計算しております。

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
 10年利付国債の平成20年3月末利回を参考に1.275%で計算しております。
6. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 貯蔵品 先入先出法による原価法
7. 消費税等の会計処理方法
 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

[重要な会計方針の変更]

貸借対照表については、前事業年度まで資産の部、負債の部及び資本の部に区分して表示していましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分して表示しております。

なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額は、12,466,543,671円であります。

[貸借対照表関係]

1. 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 754,464,170円

[キャッシュ・フロー計算書関係]

1. 資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	2,181,691,910円
資金期末残高	<u>2,181,691,910円</u>

2. 重要な非資金取引

寄付によるもの

機器・物品費	1,429,795円
--------	------------

[セグメント情報]

単一セグメントのため記載は省略いたします。